



基本理念に基づき、いじめの防止等(未然防止、早期発見、対処)に取り組みます。

いじめの定義／第2条

児童・生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)で、その行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

具体例) <<目黒区いじめ防止基本方針から抜粋>>

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる

基本理念／第3条

- ◆いじめは、全ての児童・生徒に関係する問題です
- ◆学校の内外を問わずいじめが行われないようにします

児童・生徒が安心して生活し、学ぶことができます

- 【児童・生徒の理解を深めます】
- ◆いじめを行わない
- ◆いじめを認識しながら放置しない
- ◆いじめの防止等のために主体的に行動できる

- 【連携して取り組みます】(区、学校、保護者、区民等、関係機関)
- ◆いじめのない環境を整えます
- ◆それぞれの責務を果たします
- ◆相互に連携して取り組みます

いじめの禁止等／第4条

- ◆児童・生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはいけません。
- ◆児童・生徒は、他の児童・生徒とともに主体的に、いじめの防止等に努めます。